

環境大気常時監視マニュアル改訂検討会第 2 回以降における主な修正事項

環境大気常時監視マニュアル改訂検討会第 2 回以後、環境省から関係者（関係省庁、全国環境研協議会及び地方公共団体行政部局）に対して改訂原案の意見照会を行った。作業部会においては、意見照会により頂いたご意見、また第 2 回検討会委員指摘事項を踏まえて以下の点を修正した。

1. 全般及び第 1 章 総論

(1) 必須事項と参考事項を明確にする必要がある。このため、「大気汚染防止法第 2 2 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準について」に規定されている部分については、冒頭でその旨を記載（現行第 2、3、5 章）。

(2) 1. 6 「今後の課題」において、地方自治体相互の連携態勢の可能性を記載。

2. 現行第 2 章 大気汚染自動測定機の取扱要領

【新 第 2 章 測定局】

(1) 2. 1 「測定局の数及び適正配置」の「測定局の数」において車道局の定義を追加。

(2) 2. 2. 4 「設備」(10)「排水設備の設置」において、湿式測定機の廃液が産業廃棄物となる旨を明確に記述。

【新 第 3 章 大気汚染自動測定機】

(3) 3. 1. 3 として新たに「データ出力」の項を設け、測定機のマイナス値表示や状態信号の有効利用、デジタル出力に関する記述を追加。

(4) 3. 3. 2 二酸化硫黄自動計測機 溶液導電率法自動測定機（6）3 「アンモニアの干渉とその除去方法」において、干渉影響を避けるためのイオン交換膜アンモニアスクラバの維持管理（交換頻度）の記述を追加。

(5) 3. 4. 1 窒素酸化物自動計測機 化学発光法自動測定機（6）測定上の注意事項 4 「干渉成分」において、除湿器の定期的な確認・交換の記述を追加。

(6) 3. 5. 1 浮遊粒子状物質自動計測機 ベータ線吸収法自動測定機で浮遊粒子状物質を捕集する際に用いる（4）「捕集ろ紙」において、JIS の記述及び水分影響への対応を追加。

(7) 3. 5. 1 浮遊粒子状物質自動計測機 ベータ線吸収法自動測定機（7）点検要領における空試験の重要性を鑑み、頻度「1年に1回程度」を「1年に1回以上」に変更。

(8) 3. 6. 4 オゾン計 オゾンガスによる動的校正方法 オキシダント自動測定器の動的校正マニュアルに合わせた記述に修正。

(9) 3. 8. 1 非メタン炭化水素測定法（メタンを非メタン炭化水素を分離した上、各々を水素イオン化検出器を用いて測定するいわゆる「直接法」）(2)「測定機の仕様」において改正 JIS B 7956 : 2006 に記述を合わせ修正。また、(6) 測定上の注意事項 5 「クロマトグラムの確認」において月 1 回のクロマトグラム確認が望ましい旨記述し、得られたクロマトグラムの保存と経時変化の比較を推奨。

(10) 3. 9. 1 気象観測業務と気象測器の検定制度（4）「気象観測時の一般的な注意事項」において、気象庁のハンドブックおよびHPを紹介。

(11) 維持管理要綱の保守点検表を必要事項として記載するとともに、第 4 版の「保守点検要領」については事例として記載。

3. 現行第 3 章（新 第 4 章 測定機の維持管理）

環境大気常時監視マニュアル改訂検討会第 2 回以降における主な修正事項

- (1) 4.3.1 「保守点検計画」および 4.3.3 「性能試験」において維持管理要綱を反映し、性能試験の実施頻度と内容が明確になるように記述の修正。
 - (2) 4.3.2 保守点検の種類と内容(1) 「日常確認」において、状態異常などの信号を出力表示する機能の利用について追加
 - (3) 4.3.4 「測定機の耐用年数」および 4.5.2 試薬・試液等の廃棄(2) 「消耗品類」において廃棄測定機の取扱いの記述を追加。
 - (4) 4.3.6 「代替機の必要性」において代替機の有用性は明確であるが、地方自治体が予備機を独自に「保有」することは難しいケースがあることから予備機を「確保」する旨記述を変更。
 - (5) 4.5.2 「試薬・試液等の廃棄」において産業廃棄物の処理に当たり当該主管の廃棄物部局と連携を促すよう記述を追加。
4. 現行第 4 章 (新 第 5 章 大気汚染常時監視システム)
- (1) 第 5 章 大気汚染常時監視システムの冒頭において「システムに関しては、『大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準について』において規定はないものの、住民への緊急時情報提供に用いられている重要なツールであり、適正な運用が望まれる。」と記載し参考である旨を冒頭に明記。
 - (2) 5.1.1 データ収集系(伝送系) 参考資料 2 (2) 「測定機とテレメータ子局装置とのインターフェース」においてデジタル通信の統合化について記述を追加
 - (3) 5.1.4 近年の常時監視システムの動向及び今後の展望に「2) セキュリティ対策」としてセキュリティに関する記述を追加。
 - (4) 5.2.2 2 次演算項目において、窒素酸化物測定機が湿式から乾式に移行する際の留意点を記述。
5. 現行第 5 章 (新 第 6 章 測定値の確定及び管理)
- (1) 6.2.2 測定値の活用(1) 「データ提供」において、システムを変える際には統一のデータフォーマット使用を検討することが望ましい旨追記。
 - (2) 6.1.3 「測定値の処理」について、環境省の報告依頼文に基づいた記述に修正。
 - (3) 6.1.5 確定作業の内容(3) 「データスクリーニング」において、判別値の求め方を例とともに整理して記述。